(消費者問題に関する特別委員会)

消 費 者 I 庁 設 置法案 (第百七十回 国 · 会 閣 法第一 号)(衆議院送 付 要旨

本 . 法 律 案は、 消 費 者基 本法 第二条の 消 費者 の 権 利 の 尊 重 一 及 び その 自立の支援その 他 の基本理念 に のっ ارا

消 費 者 が 安心 して安全で 豊 か な消 費生活 を営むことができる社 会の 実 現 に 向 け て、 消 費 者 の 利 益 の 擁 護 及 び

増 進、 商 品 及 び 役 務 の 消 費 者 に ょ る 自 主的 か つ 合 理 的 な選 択 の 確 保 並 び に 消 費 生活 に 密 接 に 関 連 す る 物 資 の

品 質 に 関 す る 表 示 に 関 す る 事 務 を 体 的 に 行 わ せ る た め、 内 閣 府 の 外 局 として 消 費者 庁 を設 置するとともに

内 閣 府 の 審 議 会 等 ۲ L て 消費 者委 員 会 を設 置し ようとする も のであ ָרו עו そ の 主 な 内 容は 次 の とお りであ

一、消費者庁の設置

内 閣 府 の 外 局 と し て、 消 費 者 庁を設置 Į その長 は、 消費者庁長官 (以下「長官」という。)とする。

一、消費者庁の所掌事務

消費者庁の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- 1 消 費 者 の 利 益 の 擁 護 及び増 進 に 関 す る基本的 な政 策の 企 画及び立案並びに 推進に関 する事 項
- 2 消 費 者の 利益 の 擁 護及び増 進に . 関 する 関 係行 政 機 関 の 事 務 の 調 整 に 関 す る 事 頂

消 費 者の 利 益 の 擁 護及び)增 進 !を図る上で必要な環境の整備に . 関する基本的な政策の企画及び立案並び

に 推 進 に 関 す る 事 項 3

4 消 費 者 安 全 法 の 規 定 に よる消 費者安全 の 確 保 に 関 する 事

5

宅

地

建

物

取

引

業

法

等

の

規

定 に

ょ

る「

取

引

の

相

手

方

の 利

益

の 保

護

に 関 す る

事 項 項

6 消 費 生 活 用 製 品 安 全 法 等に 規 定 する「 安 全 に 関 す る 事 項

7 食 品 衛 生 法 等 に 規 定 す る _ 表 示 に 関 す る 事 項

物 価 益 通 報 者 の 保 護、 個 人 情 報 の 保 護 関 る基本的 な政 策の企画

に

す

る 事 項 8

公

Ξ 資 料 の 提 出 要 水等

長 官 は 消 費 者 一 庁 の 所掌 事務 を遂行するため必要があると認めるときは、 関係行政機関の長に対 資

料 の 提 出 説 眀 そ の 他 必 要 な協力を求めることができる。

四 消 費 者委 員 会

1 内 閣 府 に、 消費者委員会 (以下「委員会」という。)を置く。 委員会は、 次に掲げる事務をつかさど

及び立案並びに推進

等に

関

す

る。

1 消 費 者 の 利益 の 擁 護 及び 増進に関 する基本 · 的 な政策等に 関す る 重 要事 項 に . 関 ŕ 自ら調 查 審議 ŕ

必 要 لح 認 め 5 れ る 事 項 を 内 閣 総 理 大 臣 関 係 各大 臣 又は 長 官 に 建 議 すること。

内 閣 総 理 大 臣 関 係 各 大 臣 又は 툱 官 の 諮 問 に 応 じ、 1 の 重 要 事 項 に 関 調 查 審 議 すること。

措 置 に っ L١ て 報告 を 求 め ること。

八

消

費

者

安

全法第二十条の

規

定に

ょ

ij

内

閣

総

理

大臣

に

対

ŕ

必

要

な勧

告

を

ŕ

これに基づき講

じた

消

費

者

基

本

法

等

の

法

律

の

規

定

に

ょ

IJ

Ź

の

権

限

に

属

2 t

5

れ

た

事

項

を処理すること。

2 委 員 会 の 委 員 は、 独 立 し て そ の 職 権 を 行う。

3 委 員 会は、 そ の 所 掌 事 務 を 遂 行 す る た め 必要が あ ると認めるときは、 関 係 行 政 機 関 の 長に対 Ų 報 告

を 求 めることの ほ か、 資 料 の 提 吊 意 見 の 開 陳、 説 明 そ の 他 必 要 な 協 力 を求めることができる。

4 委員 会は、 委員十人以内で組織する。 委 員 は任 期二年、 再任可 能 ع Ų 消費者が安心して安全で豊か

な 消 費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識 見を 有する者のうちから、 内 閣 総 理大臣が

任 命する。

5 委 員 会 の 事 務 を処理させるた め、 委 員 会に 事 務 局 を置く。

五、施行期日等

1 こ の 法 律 は 公 布 の 日 か 5 起 算し て 一 年 · を 超 え な しし 範 囲 内 に お ١J て 政令で定 め る日 か ら施 行 する。

2 政 府 ば 消 費 者 委 員 会 の 委 員 の 常 勤 化 消 費 者 庁 の 所 管 法 律 の 見 直 L 及 び 消 費 者 行 政 に 係 る 体 制 整 備

地 方 公 共 4 体 に 対 す る 玉 の 支 援 の 在 IJ 方 適 格 消 費 者 4 体 に 対 す る支 援 の 在 IJ 方、 不 当 な収 益 の は <

及 び 被 害 者 救 済 制 度 に つ L١ て 検 討 す る も の ح す

な ぉੑ 本 法 律 案 は 衆 議 院 に お 11 て、 法 律 の 題 名 を 消 費 者 庁 及 び 消 費 者 委 員 会 設 置 法 に

消 費 者 庁 の 任 務 に 消 費 者 の 権 利 の 尊 重 _ を 明 記 す ること、 消 費 者 庁 に 設 置 す ることとし て l١ た 消 費 者 政 策

委 員 会 を 内 閣 府 に 設 置 す る 消 費 者 委 員 会に 改 め、 そ の 所 掌 事 務 を 整 備 す る ととも に 関 係 行 政 機 関 の 長 に 対

す る 資 料 の 提 出 等 の 要 求 等 を 追 加 すること、 委 員 の 人 数 を十 人 以 内とすること、 附 則 に お L١ て、 消 費 者 委 員

会 の 委 員 の 常 勤 化 消 費 者 庁 の 所 管 法 律の 見 直 L 及 び 消 費 者 行 政 に 係 る 体制 整 備 地 方 公共 4 体 に 対 す る 玉

在 IJ 方に つい て の 検 討 条項 を 設 け ることを主な内容とする修正 が行われた。 の

支

援

の

在

IJ

方

適

格

消

費

省団

体

に

対

する

支 援

の 在

IJ

方

並

び

に

不当

な収

益

の

は

く奪及び

被

害

者

救

済

制

度

の

改

め

ること、